

喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金の交付に関し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年1月4日規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、喜多方市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年8月28日施行。以下「設置要綱」という。）に規定する喜多方市地域おこし協力隊（以下「協力隊員」という。）が市内で起業する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、協力隊員の起業を支援するとともに、市内への定住及び地域の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税について滞納がある者及び任期の途中で解職された者は、対象としない。

- (1) 協力隊員の任期終了の日から起算して前1年以内の者
- (2) 協力隊員の任期終了の日から1年以内の者

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付対象となる要件は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 協力隊員が市内で起業すること。
- (2) 起業する事業の内容が市の活性化に資するものであること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日（以下「交付日」という。）から3年以上市内に定住すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市は、前項に規定する補助対象経費について、第2条に規定する目的を達成するため、市内の業者等との契約及び購入を優先的に行うことを推奨するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費を合算した額の10分の10以

内とし、100万円を限度とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、補助対象者1人について一の年度に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計画書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し又は金額を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その内容等を補助事業者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額が増額となる変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減額
- (3) 事業内容における主要な部分の変更

(補助金変更の決定)

第10条 市長は、前条に規定する変更申請があった場合には、その変更に係る手続は第8条に準じて行うものとし、補助金の交付が適当であると認めた場合は、予算の範囲内で変更交付額を決定し、その内容等を補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、必要と認めるときは、事業の進捗状況に応じて、概算払の方法により交付決定額の10分の9以内の補助金を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払の交付を受けようとするときは、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により交付を行う補助金に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補

助事業が完了した日から起算して14日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書(様式第6号)
- (2) 領収証の写し又は精算金額を確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条による実績報告があったときは、規則第14条の規定により、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、第8条による交付決定通知の額と同額である場合は、金額確定通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、喜多方市地域おこし協力隊起業支援補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(状況の調査)

第15条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、補助事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があったとき
- (4) 交付日から3年以内に、自己の都合によって市外に転出したとき

2 前項の規定は、補助事業において交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条に規定する市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号)別表のとおりとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当し、補助事業者等から申し出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、疾病その他事故の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。

(2) 市長が特に必要と認めたとき。

(書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類及びその他の書類を整備し、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。